



## 長野県と松本歯科大学との歯科口腔保健の推進に関する協定書

長野県と松本歯科大学（以下「両機関」という。）は、相互連携による歯科口腔保健の推進に係る協定を次のとおり締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両機関が連携のもと、歯科口腔保健に係る取組を推進することで、県民の健康増進を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をする。

- (1) 県内の歯科医療等に関する情勢の分析と有効活用
- (2) 効果的な歯科医療等提供方策の検討
- (3) 歯科医療等関係職種の養成・確保
- (4) 新たなニーズに対する歯科医療等の充実
- (5) 職員の交流

### （守秘義務）

第3条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

### （細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 2年 2月 5日

長野県知事

阿部 守一



学校法人松本歯科大学理事長

矢ヶ井 雅

